

長崎県中学校文化連盟全国大会等派遣費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県内の中学校の文化活動の振興を図るため、長崎県中学校文化連盟（以下「県中文連」という。）に所属する中学校及び特別支援学校中学部（以下「中学校」という。）の生徒が出場する全国大会等（以下「対象大会」という。）の参加にかかる経費を補助するために必要な事項を定める。

（補助の交付と対象）

第2条 補助金の交付は、中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）で構成する団体（15人以上）又は個人（15人未満）が、別表の対象大会に出場する場合にこれを行う。

2 対象は出場生徒のみとし、引率者、指導者等は含まない。

（対象大会、経費及び補助額）

第3条 対象大会及び補助の上限額は別表に定めるものとし、予算の範囲内で補助する。

2 補助対象経費は、学校を出発地として、大会開催地までの往復に必要な交通費、バス借上料、楽器等必要用具の運搬費及び宿泊費とする。

3 補助金は、生徒が該当大会に直接参加する場合にのみ交付するものとし、作品のみの参加は対象としない。

（交付の手続き）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大会出場決定後、1ヶ月以内に、別記様式第1号「補助金交付申請書」（以下「申請書」という。）、別記様式第2号「補助金に係る事業計画書」（以下「計画書」という。）及び関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 申請者は所属長とする。

3 会長は、提出された申請書、計画書及びその他関係書類を審査し、適当であると認めるときには、申請者に対し補助金を交付する。

（実績報告）

第5条 補助金の交付を受けた者は、大会終了後1ヶ月以内に別記様式第3号「補助金結果報告書」及び別記様式第4号「補助金に係る実績報告書」により会長に報告しなければならない。

2 交付された補助額よりも実績が下回った場合は、実績報告時に差額を返還しなければならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年5月1日から一部施行する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から一部施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

	対象となる大会	補助の上限額
九州大会	九州合唱コンクール	1 団体 5万円 1 個人 3千円
	九州吹奏楽コンクール	
	九州マーチングコンテスト	
	NHK全国学校音楽コンクール九州ブロックコンクール	
	九州アンサンブルコンテスト	
	創造アイディアロボットコンテスト九州地区中学生大会	
	木工チャレンジコンテスト九州地区大会	
全国大会	全日本合唱コンクール全国大会	1 団体 10万円 1 個人 5千円
	全日本吹奏楽コンクール	
	全日本マーチングコンテスト	
	NHK全国学校音楽コンクール全国コンクール	
	全日本アンサンブルコンテスト	
	創造アイディアロボットコンテスト全国中学生大会	
	木工チャレンジコンテスト全国大会	

※対象大会ごとの補助金の上限額は1校につき、九州大会においては5万円、全国大会においては10万円とする。